

お茶の水女子大学 部局別評価
理学部
(平成 30 年度実施)

自己点検・評価及び外部評価の
指摘事項対応報告書
【令和元年度版】

令和2年3月



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

目次

1. 自己点検・評価及び外部評価の指摘事項対応報告書について
2. 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善

(参考資料)

参考資料①：平成 30 年度全学・部局別自己点検・評価 観点一覧

参考資料②：国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

参考資料③：外部評価委員会委員名簿

参考資料④：お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

(参考 URL)

○平成 30 年度お茶の水女子大学理学部 自己評価書

(平成 30 年 10 月)

www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka05_d/fil/201810_jiko_rigaku.pdf

○平成 30 年度お茶の水女子大学理学部 外部評価報告書

(平成 31 年 3 月)

http://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka05_d/fil/201904_gaibu_rigaku.pdf

1. 自己点検・評価及び外部評価の指摘事項対応報告書について

本報告書は、平成30年度に実施した「お茶の水女子大学全学・部局別自己点検・評価」について、国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項第2条7項に基づき、外部評価結果における指摘事項への対応・改善状況をまとめたものである。

なお、令和元年度以降については、以下のフロー図に基づき、外部評価結果に基づいた大学運営の改善を進めていくこととする。

(参考)

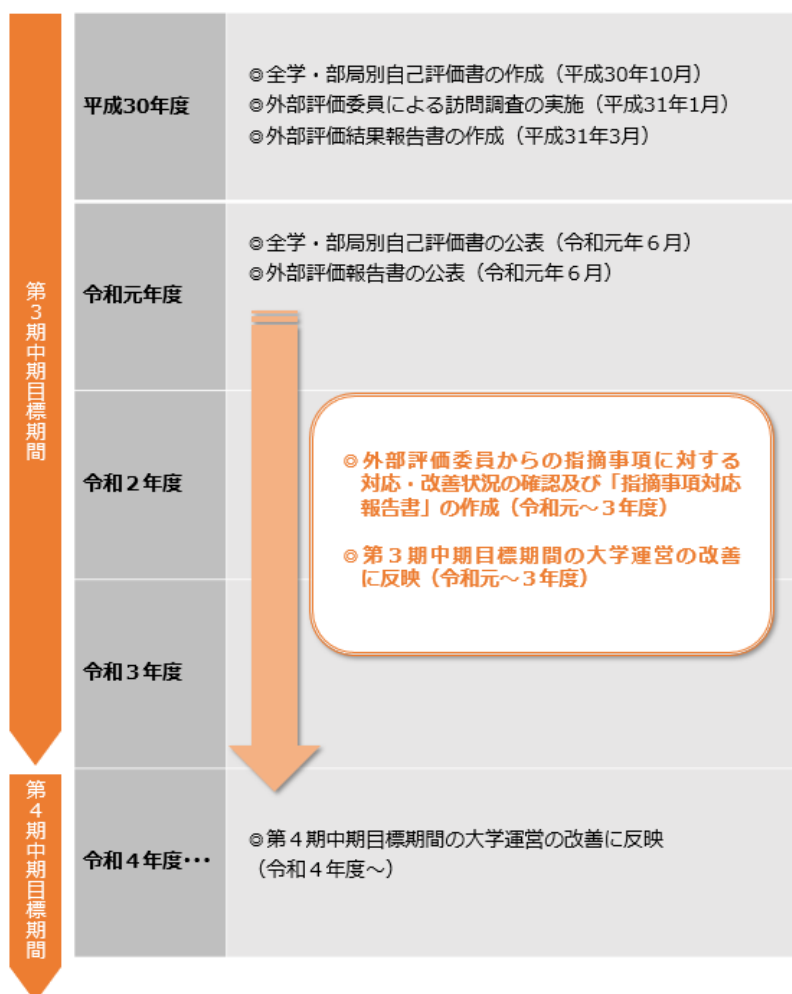
- 第3期中期目標【M32】

教育研究の多様性、教育の質保証及び研究の質の向上の観点を踏まえ、第2期で整備された自己点検・評価体制、教員個人活動評価方法のPDCAサイクルを更に精緻化して、大学運営の改善に活かす。

- 第3期中期計画【K59】

教育研究等の更なる質の保証・向上を図るために、外部評価を踏まえ、全学評価実施要項等を見直した上で、平成30年度までに自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させる。

【平成30年度全学・部局別自己点検・評価 フロー図】



2. 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
2	観点⑤：教育活動に係る審議体制について ○ 委員会形式で質の高い議論がなされているが、一方では委員の負担が大きいことが危惧される。	【平成30年度の対応・改善】 ○ 各種会議を同一の日で開催することなどにより負担の軽減を図っている。教育関係の会議について、審議内容に応じて精査し、統廃合も含めて検討すること等により、今後も負担の軽減に取り組んでいく。
		【令和元年度の対応・改善】 ○ 平成30年度に引き続き、各種会議を同一の日で開催することなどによって、負担軽減を図っている。また、各種会議の統廃合などについても被続き検討を進めることとした。
3	観点②：教育活動に必要な教員の確保について ○ 小規模な大学で多様な学問を教授する必要上少人数スタッフによる教育はやむを得ないが、将来研究職を目指す院生を負担が大きくなる範囲でもっと活用することは検討する価値があると思う。	【平成30年度の対応・改善】 ○ 本学では TA として大学院生を授業補助に配置しているが、教育支援に携わる学生の資質向上を目的としたトレーニングプログラム企画を実施すること等により、必要な資質を身につけた学生を活用している。また、LALA（図書館学習支援サポーター：Library Academic Learning Adviser）として、論文・レポートの書き方、効果的なプレゼンテーション資料の作成方法、研究計画書・倫理審査申請書の作成相談等の学生支援を大学院生を配置して活用している。今後も教育活動の支援に向けて、学生の活用を検討する。
		【令和元年度の対応・改善】 ○ 平成30年度に引き続き、学生を TA や LALA として配置している。令和元年度の TA の配置実績は、198科目/年（文教育学部開講科目：84科目、理学部開講科目：59科目、生活科学部開講科目：55科目）となっている。
5	観点③：国外の学生との交流について ○ 基礎理学といえども国外の大学生との交流はこれからもっと必要とされると思われるので、更に強化されることを希望する。特に短期的にアジアの大学生と	【平成30年度の対応・改善】 ○ 大学の取組として、国際教育を充実させるとともに、平成31年度には保護者を対象とした留学説明会を開催することで、留学に関する理解促進につなげることとしている。また、海外の大学生との交流に関しては、日本人学生と留学生の国際交流型授業を開講しているほか、「インターナシ

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
	交流できる機会を増やしてほしい。	<p>「ヨナルデー」、「国際交流のつどい」の開催など、留学生との交流に取り組んでいる。さらに、平成31年3月に完成する「国際交流留学生プラザ」を活用し、国外の大学生との交流を更に促進していく。</p> <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年3月に新設した国際交流留学生プラザを活用した取組として、梨花女子大学（韓国）及び日本女子大学と連携して「日韓3女子大学交流シンポジウム」（令和元年12月）を開催し、理工学系分野の学生・教員間の国際交流を行っている。
6	<p>観点②：授業評価アンケート結果と学習成果の関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理学部専門科目の評価が他の科目に比して少し低いのが気になるところであるが、専門科目の性格上ある程度やむを得ない面もある。ただ、他の科目と比べて教員の熱意と有意義性が一番低い点は、学生にこびる必要は全くないが、改善の余地があると思われる。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業評価アンケート結果については、教学 IR・教育開発・学修支援センターとも連携して分析し、教育の改善に取り組んでいく。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度に引き続き、教学 IR・教育開発・学修支援センターと連携して、授業評価アンケート結果の分析に基づく教育改善に向けた取組を実施した。
7	<p>全体評価：施設・設備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の満足度は高いが、設備的にはまだ改善の余地がある。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政上の制約等も考慮しつつ、学生の意見等も踏まえて、可能な点から改善していく。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・設備の充実に向けた取組として、令和2年度より、理学部1号館改修工事を行うことを決定した。

平成 30 年度全学・部局別自己点検・評価 観点一覧

本資料は、平成 28 年度実施の大学機関別認証評価・選択評価の観点一覧について、平成 28 年度に実施した大学機関別認証評価、国立大学法人評価等を踏まえ、平成 24 年度の全学・部局別評価の分析単位を一部修正し、全学評価においては執筆担当を記載したものである。

なお、「自己評価における分析単位」の全学欄の記載事項において「教育」とは「教育・学術情報担当」を、「総務」とは「総務・男女共同参画担当」を、「研究」とは「研究・イノベーション担当」を、「国際」とは「国際交流・海外同窓会担当」を、「広報」とは「広報・理系女性教育開発・同窓会担当」をそれぞれ意味している。

※ ◎は基準ごとの執筆責任者（「優れた点」「改善を要する点」を記述）、○は観点ごとの取りまとめ責任者

平成 29 年 7 月 企画戦略課（評価担当）作成

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
現況及び特徴、目的	◎総務	学部 大学院
基準 1 大学の目的	◎教育	---
観点① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。	教育	学部
観点② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。	教育	大学院
基準 2 教育研究組織	◎教育	---
観点① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	—	学部
観点② 教養教育の体制が適切に整備されているか。	教育	—
観点③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	—	大学院
観点④ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	○研究 教育	—
観点⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。	教育	学部 大学院

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における 分析単位	
	全学	部局
基準3 教員及び教育支援者	◎教育	-----
観点① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。	教育	学部 大学院
観点② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。	教育	学部
観点③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。	—	大学院
観点④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。	総務	—
観点⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。	教育	学部 大学院
観点⑥ 教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	総務	—
観点⑦ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。	教育	—
基準4 学生の受入	◎教育	-----
観点① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。	教育	学部 大学院
観点② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。	教育	学部 大学院
観点③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。	教育	学部 大学院
観点④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	教育	学部 大学院
基準5 教育内容及び方法	◎教育	-----
(学士課程)	-----	-----

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における 分析単位	
	全学	部局
観点① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。	教育	学部
観点② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	教育	学部
観点③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	—	学部
観点④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	—	学部
観点⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。	教育	—
観点⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。	教育	—
観点⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。	—	学部
観点⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。	教育	学部
観点⑨ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	教育	—
観点⑩ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。	教育	—
観点⑪ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。	—	学部
（大学院課程）		
観点① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。	教育	大学院
観点② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	教育	大学院
観点③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	—	大学院
観点④ 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	—	大学院
観点⑤	教育	—

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における 分析単位	
	全学	部局
単位の実質化への配慮がなされているか。		
観点⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。	教育	—
観点⑦ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。	—	大学院
観点⑧ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。	—	大学院
観点⑨ 学位授与方針が明確に定められているか。	教育	大学院
観点⑩ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	教育	—
観点⑪ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。	教育	—
観点⑫ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。	教育	大学院
基準6 学習成果	---	---
観点① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院
観点② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院
観点③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院
基準7 施設・設備及び学生支援	◎教育	---
観点① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。	総務	—
観点② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。	教育	—

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における 分析単位	
	全学	部局
観点③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	教育	—
観点④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。	—	学部 大学院
観点⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。	○教育 国際	学部 大学院
観点⑦ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	教育	—
観点⑧ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。	○教育 国際	—
観点⑨ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。	教育	—
基準8 教育の内部質保証システム	◎教育	—
観点① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。	教育	学部 大学院
観点② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	教育	—
観点③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	教育	学部 大学院
観点④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	○教育 総務	—
基準9 管理運営	◎総務	—
観点① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。	○総務 研究	—

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における 分析単位	
	全学	部局
観点② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。	○総務 教育	—
観点③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。	総務	—
観点④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。	総務	—
基準 10 教育情報等の公表	◎教育	—
観点① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。	○教育 広報	—
観点② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。	教育	—
観点③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。	教育	—
基準 11 研究活動の状況		
観点① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。	—	大学院

○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

平成23年10月19日

制定

改正 平成25年7月1日

平成27年4月1日

平成29年3月31日

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 部局の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- 1) 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。

- 2) 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。
 - 3) 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
 - 4) 各部局等外部評価委員会は、2)により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
 - 5) 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
 - 6) 学長は、5)の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
 - 7) 各部局等の長は、5)の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は6)の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 評価結果に対する異議の申立て
- 各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。
- 1) 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
 - 2) 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。
- 4 評価の実施時期
- 評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。
- 附 則
- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
 - 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

附 則（平成25年7月1日）

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

外部評価委員会委員名簿

担当部局等	氏名	所属機関・職位
全学・大学院	浅島 誠	帝京大学 学術顧問・特任教授
全学・大学院	石井 洋二郎	東京大学 理事・副学長
文教育学部・大学院	伊藤 徳也	東京大学大学院総合文化研究科 教授
文教育学部・大学院	松浦 良充	慶應義塾大学 文学部長
理学部・大学院	上野 健爾	四日市大学 関孝和数学研究所長
理学部・大学院	桂 利行	東京大学 名誉教授
生活科学部・大学院	中山 勉	東京農業大学応用生物科学部 教授
生活科学部・大学院	堀越 栄子	日本女子大学 家政学部長

(敬称略、所属機関・職位は委嘱時、五十音順掲載)

お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

役職	氏名
学長	室伏 きみ子
理事・副学長（教育改革・入試改革・学術情報担当）	三浦 徹
理事・副学長（総務・男女共同参画担当）	猪崎 弥生
理事・副学長（研究・イノベーション担当）	森田 育男
副学長（国際交流・海外同窓会担当）	佐々木 泰子
副学長（広報・理系女性教育開発・同窓会担当）	加藤 美砂子
副学長（学校教育開発支援・社会連携担当）	千葉 和義
文教育学部長	新井 由紀夫
理学部長	山田 眞二
生活科学部長	仲西 正
大学院人間文化創成科学研究科長	菅原 ますみ
総合評価室長	小玉 亮子

（※ 上記以外に、各部局の教授等が陪席者として一部出席。役職名は当時。）